

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 四〇四
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四〇四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 四〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四〇五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四〇五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四〇五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四〇六
- 道路の区域を変更する件二件 四〇七
- 道路の供用を開始する件 四〇七
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四〇七
- 福 島 県 警 察 本 部
- 一般競争入札を行う件 四〇八
- 雑 報
- 福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 四〇〇
- 正 誤
- 平成二十四年三月三十日付け号外第十七号中 四二二

告 示


福島県告示第四百八十九号

公印を次のように改刻し、平成二十七年九月一日その使用を開始する。

平成二十七年七月三日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	20
公印の名称	福島県中央児童相談所長 印
印影	
公印管理者	福島県中央児童相談所 長

(文書法務課)

福島県告示第四百九十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年六月十六日救急病院として認定した。
平成二十七年七月三日

名称 福島県知事 内堀雅雄
あづま脳神経外科病院 所在地 認定有効期限
福島市大森字柳下一六一 平成三〇年六月一日
(地域医療課)

福島県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年七月三日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) イオンリアル株式会社
代表取締役 梅本 和典

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに

3 変更した年月日

1 平成二十七年二月一日

2 別紙書面のとおりに

4 届出年月日

平成二十七年六月三日

5 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年七月三日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典

(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおりに
(変更後) 別紙書面のとおりに

三 変更した年月日

1 平成二十七年二月一日

2 別紙書面のとおりに

四 届出年月日

平成二十七年六月三日

五 届出をした者

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

岡小名ショッピングセンター 福島県いわき市小名浜岡小名字岸前五十三の一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、土田北地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年七月六日から 月二十七日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

磐梯町役場及び猪苗代町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市岩月町入田付字杉山上山八二五七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市大久町大久字中倉八六の二、八六の七から八六の一、字長曾根八五の二、八五の四、八五の五、字小萱七一の二、字番屋七〇の二、七〇の三〇から七〇の三九まで、七〇の四九から七〇の五五まで、字かしの花六五の二、六五の四七から六五の五四まで、字釜石九二の一、九二の三から九二の三二まで、九二の三四から九二の四二まで、九二の四五から九二の四九まで、字石ノ本八〇の二、八〇の五二から八〇の六二まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めなし。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市大久町小久字成沢七一から七三まで、七三の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
澄川敬子
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十七年福島県告示第四百四十八号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百九十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年七月三日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前		変更後	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字大塩 字休場三一九一第一地 先から 同 郡同 町大字大塩 字上中山三二七八番一 地先まで	A 七・〇〇	一〇八・〇	A 七・〇〇	一〇八・〇
		B 一一・〇〇	一〇八・〇	B 七・〇〇	一一・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百九十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前		変更後	
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から	A 八・六〇	一一、七五七・ 三	A 八・六〇	一一、七五七・ 三
		B 一八・二〇	五九九・〇	B 一八・二〇	七九・二

同 市江畑町平前三 番三地先まで	変更後	A 八・六〇	一一、七五七・ 三
いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで いわき市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三 番三地先まで いわき市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市泉町下川字萱 手一〇四番地先まで	B 一八・二〇	B 七九・二	五九九・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、東北地方整備局郡山国道事務所及び福島県土木部道
 路総室道路計画課で平成二十七年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二二二号	会津若松市高野町大字中沼字西坂 才甲六四八番一地先から 同 市高野町大字中沼字西坂 才甲七〇二番一地先まで	平成二十七年七月六日

(道路計画課)

公 告

公告第五百五十四号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年七月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ぼーんず
- 三 代表者の氏名
山田 晴彦
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区馬場字下荒井八十四番地の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活している障害者に対して就労支援、相談支援に関する事業を行い、障害のある方も地域の中で仕事をし、いきいきと楽しく当たり前の生活が出来るよう地域と福祉の連携を構築し、地域で不足している資源の解消に取り組み福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第70号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月3日

福島県警察本部長 石田勝彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 デジタル住宅地図 一式（納入、データ更新等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成27年11月1日から平成32年10月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に

掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年7月21日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成27年7月3日（金）から同月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月20日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成27年8月18日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年8月17日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : A digital residential map lset (including related costs concerning delivery, data updating, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00a.m., 18 August 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 17 August 2015
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があつたので、次とおり登載する。

平成二十七年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成二十六年年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年七月三日

福島県市町村職員共済組合
理事長 立 谷 秀 清

福島県市町村職員共済組合公告
 福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年 6 月19日

福島県市町村職員共済組合
 理事長 立 谷 秀 清

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
資 産	流動資産	3,450,502	256,238	725,961	541,705	813,342	457,983	820,894	193,523
	固定資産			9,331,768	307	0	2,066,550	19,388,082	9,454,561
	繰延資産								
資 産 合 計	3,450,502	256,238	10,057,729	542,012	813,342	2,524,533	20,208,976	9,648,084	
負 債	流動負債	23,257	256,238		1,911	3,356	110,281	18,980,881	
	固定負債	976,520		10,057,729	160,000	46,273	446,288	31,074	8,877,251
	負債合計	999,777	256,238	10,057,729	161,911	49,629	556,569	19,011,955	8,877,251
資 本	資本剰余金					763,713	1,015,038		
	積立金								
	利益剰余金	2,450,725			380,101		952,926	1,197,021	770,833
	資本合計	2,450,725	0	0	380,101	763,713	1,967,964	1,197,021	770,833
負債・資本合計	3,450,502	256,238	10,057,729	542,012	813,342	2,524,533	20,208,976	9,648,084	

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	長 期	預託金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	
収 入	負担金	6,745,535	19,743,983		229,217	213,117			
	掛金	6,877,095	11,039,468			206,075			
	施設収入・商品売上						600,711		
	利息及び配当金	1,747		225,964	310	477	316	296,251	17
	その他の収入	776,130			76,734	40,113	113,135	3,998	260,769
	他経理からの繰入金				42,358		77,000		
	前年度繰越支払準備金	964,589							
	計	15,365,096	30,783,451	225,964	348,619	459,782	791,162	300,249	260,786
支 出	給付	6,393,902							
	役職員給与				147,746	24,532		16,473	15,214
	旅費・事務費				19,921	2,270	4,535	2,929	1,414
	商品仕入						907		
	飲食材料費						134,651		
	委託費				3,493	6,726	39,753	339	172
	支払利息			225,964				129,795	215,089
	連合会払込金	173,254							12,259
	負担金払込金		19,743,983						
	掛金払込金		11,039,468						
	事務費負担金払込金				101,878				
	連合会拠出金	645,009							
	老人保健拠出金	77							
	退職者給付拠出金	501,444							
	他経理への繰入金	42,358				77,000			
その他の支出	5,674,339			60,162	308,833	603,020	26,070	15,175	
次年度繰越支払準備金	976,520								
計	14,406,903	30,783,451	225,964	333,200	419,361	782,866	175,606	259,323	
差引当期利益金又は当期損失金 (Δ)	958,193	0	0	15,419	40,421	8,296	124,643	1,463	

一			
上			
ら 三	後 ろ か	ら 七	後 ろ か
〇	〇	〇	〇
五	五	二	二
—	—	—	—

○平成二十四年三月三十日付け号外第十七号中

ペ ー ジ	
段	
行	
誤	正

正 誤